

令和4年度 第1回

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 議 資 料

諮 問 1

【公営企業会計システム管理事務】（水道課）

- ・ 個人情報の外部提供に係る諮問
- ・ コンピュータの外部接続による個人情報を外部提供することについての諮問



加須市個人情報保護に係る事務処理についての諮問書

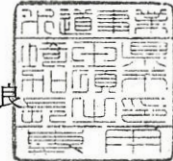
加水発第258号

令和4年8月10日

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会会長 様

加須市水道事業

加須市長 角 田 守 良



個人情報保護に係る事務処理に関し、加須市個人情報保護条例第7条及び第9条の規定により、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 個人情報保護に係る事務処理の区分

個人情報の外部提供に係る諮問

コンピュータの外部接続による個人情報を外部提供することについての諮問

2 諮問内容

令和5年3月本稼働予定の公営企業会計システムの更改については、システム運用のコスト削減、堅牢なデータセンターによるセキュリティの向上、災害時における業務継続性などの視点からクラウド型の構成とします。

現在、加須市水道事業（加須市下水道事業含む。）の公営企業会計システムは、加須市上水道管理センター（水道課）内にサーバを設置して処理を行う運用をしておりますが、今後は、通信回線により加須市上水道管理センター（水道課）及び加須市環境浄化センター（下水道課）と新たなシステム事業者（㈱両毛システムズ 群馬県桐生市）のデータセンターを結び、当該事業者側のサーバ（クラウドサービス）を利用する事務処理形態をとります。

については、現行システムの更改に当たり、必要となる個人情報を外部提供すること、及び更改後の新システムを利用するために必要なコンピュータを外部接続することについて、審議会の意見をいただくものです。

3 所管課

上下水道部 水道課

1 個人情報を外部提供することについての諮問

(第7条関係)

所管課：水道課

外部提供の内容	利用契約の開始年月日	取り扱う個人情報	個人情報保護措置
<p>現行システムの更改に伴い、新システムにデータを移行するため、個人情報を外部提供する。</p> <p><外部提供先> (株)両毛システムズ 代表取締役 北澤 直来</p>	<p>令和4年 9月1日(予定)</p>	<p>公営企業会計システムで保有する次の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・氏名 ・口座情報 ・電話番号 等 	<p>適正なデータの取扱いについての誓約書の提出及び個人情報を取り扱う際の注意事項を明記</p>

2 コンピュータの外部接続による個人情報を外部提供することについての諮問 (第9条関係)

所管課：水道課

外部提供の内容	利用契約の開始年月日	取り扱う個人情報	個人情報保護措置
<p>クラウドサービスを使用した通信回線により、業者のサーバに接続した上で、公営企業会計システムを運用する。</p> <p><外部提供先> (株)両毛システムズ 代表取締役 北澤 直来</p>	<p>令和5年 3月</p>	<p>公営企業会計システムで保有する次の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・氏名 ・口座情報 ・電話番号 等 	<p>適正なデータの取扱いについての誓約書の提出及び個人情報を取り扱う際の注意事項を明記</p>

公営企業会計システムの更改に係るクラウド運用について

令和5年3月本稼働予定の公営企業会計システムの更改については、システム運用のコスト削減、堅牢なデータセンターによるセキュリティの向上、災害時における業務継続性などの観点からクラウド型の構成とする。

現在、加須市水道事業（加須市下水道事業含む。）の公営企業会計システムは、加須市上水道管理センター（水道課）内にサーバを設置して処理を行う運用をしておりますが、今後は、通信回線により加須市上水道管理センター（水道課）及び加須市環境浄化センター（下水道課）と新たなシステム事業者（㈱両毛システムズ 群馬県桐生市）のデータセンターを結び、当該事業者側のサーバ（クラウドサービス）を利用する事務処理形態をとる。

については、現行システムの更改に当たり、必要となる個人情報を外部提供すること、及び更改後の新システムを利用するために必要なコンピュータを外部接続し、個人情報の外部提供を行うものである。

1 外部提供する個人情報

当該システムの運用上、外部提供する主な情報は以下のとおりである。

- ・債権者及び納入者の氏名、住所、口座情報、電話番号等

2 個人情報が記載されている主な行政情報等の対象業務

下記の個人情報が記録されている主な行政情報等は、伝票処理業務を行う際に使用する。

支出負担行為書	収入伝票	入庫伝票	相手方マスター一覧
支出伝票	工事台帳	支払い管理簿	
振替伝票	工事一覧	納入済通知書	

3 外部提供先情報（契約の相手方）

会社名	株式会社両毛システムズ		
住所	群馬県桐生市広沢町3丁目4025番地		
公的認証保有状況	・個人情報保護マネジメントシステム（プライバシーマーク） ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）	JISQ15001 SO/IEC27001	
クラウド運用実績	LGWANクラウドサービス「WINS 公営企業会計クラウドサービス」 他自治体14団体		
セキュリティ対策	同社は、情報セキュリティ基本方針及び関連諸規定に基づき、適正な情報管理に関する取扱いを定めるとともに、具体的な実施事項を規定した個人情報保護方針に基づき、情報セキュリティ対策を講じている。 加えて、こうした品質を保持するため、全社員に対し、毎週月曜日に情報セキュリティ規定を周知するほか、研修を年2回実施している。 なお、これまで同社において情報漏洩やシステム停止に至ったことはない。		

※個人情報保護マネジメントシステム

⇒個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者であることを評価

※情報セキュリティマネジメントシステム

⇒情報セキュリティのリスクアセスメント及びリスク対応を整備している事業者であることを評価

図1 オンプレミス型（現行システム）

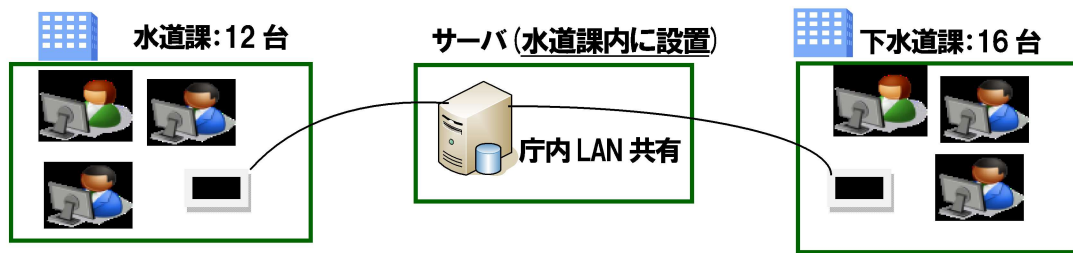
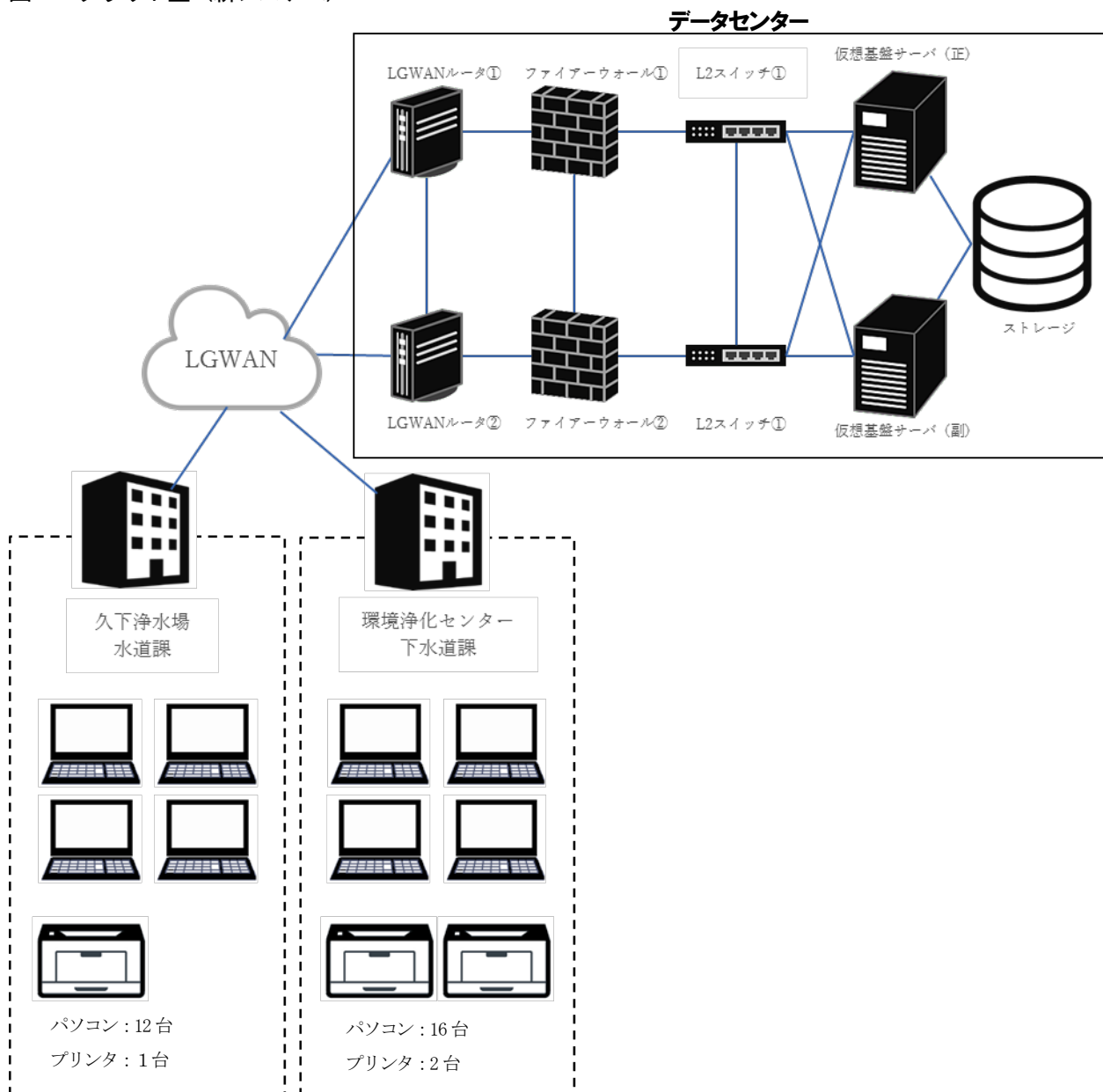


図2 クラウド型（新システム）



4 外部提供について（加須市個人情報保護条例第7条）

この度、現行システムの運用業者である㈱日立システムズから㈱両毛システムズのシステムへ更改することに伴い、必要なデータの検証及び移行作業を行うに当たり、加須市水道事業（加須市下水道事業を含む。）が保有する個人情報を㈱両毛システムズに提供する必要があることから、この行為が「外部提供」に該当する。

（対応・データ提供時）

- ・移行データは、㈱両毛システムズからデータ借用書の提出を受けた後に提供する。
- ・提供の際は、データ授受簿を作成し、データ提供日、データ消去予定日を記録する。その後、データ授受簿の内容と提供データに差異が無いことを加須市水道事業職員と㈱両毛システムズの移行責任者の立会いの下で確認し、提供する。

（対応・移行終了時）

- ・稼働後は速やかにデータ消去作業を行い、消去報告書の提出を求める。
- ・提供時に記録したデータ授受簿にデータ返却日（データ消去日）を記録する。

5 コンピューターの外部接続（加須市個人情報保護条例第9条）

現行システムの更改に当たり、これまで加須市上水道管理センター（水道課）内に設置されていた公営企業会計システムサーバをセキュリティの確保されたデータセンター内のクラウド環境へ集約し、加須市上水道管理センター（水道課）及び加須市環境浄化センター（下水道課）とデータセンター間を冗長化した回線で接続する。この行為が「コンピュータの外部接続」に該当する。

（対応・セキュリティ対策）

- ・通信回線はLGWAN - ASP（民間企業等が総合行政ネットワーク「LGWAN」を通じてサービス利用者である地方公共団体に各種行政サービスを提供するもの。）とし、LGWAN接続拠点と両毛システムズ間も正回線と副回線による冗長化を行うものとする。
- ・接続に当たっては、ファイアウォールによる不正通信の遮断、セグメント間通信の限定、ウイルス対策ソフトによる外的驚異の排除を徹底する。
- ・データセンターの出入口は、警備員における目視監視、入退室管理システムによる入退室記録監視、監視カメラ等のビル総合運転システムで24時間365日監視しており、データセンター内の施設内の温度、湿度、作業状況、入退室状況を全て集中管理にて実施する。
- ・データセンターへの入退室は、事前に入退出申請を行い、許可された者のみ非接触ICカード認証及び顔認証により電子鍵が開く運用を行い、また、サーバ室は静脈認証装置とICカードの組み合わせで認証を行う。

加須市委託契約書（案）

- 1 委 託 名 加須市上下水道公営企業会計システム更改委託
- 2 履 行 場 所 加須市水道課 ほか
- 3 履 行 期 間 令和4年 9月 1日 から
令和5年 2月28日 まで
- 4 委 託 料 金 330,000 円（内消費税及び地方消費税の額 30,000 円）
- 5 契約保証金
- 6 前 払 金 な し
- 7 その他特定条件

上記の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 埼玉県加須市久下四丁目50番地1
加須市水道事業
氏 名 加須市長 角 田 守 良

受注者 住 所 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
氏 名 株式会社両毛システムズ
代表取締役 北澤 直来

加須市委託契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面に従い、契約を履行しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(委託工程表の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に委託業務（以下「業務」という。）に基づいて委託工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の委託工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は業務の内容が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 委託工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

3 受注者が前払金の使用によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第6条 発注者は、監督員を定めたときは、受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場責任者及び技術管理者)

第7条 受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場責任者の業務における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場責任者について業務の現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。
- 5 現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。

(業務の調査等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の内容の変更、中止等)

第9条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した履行期間の延長を求めることができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第11条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由

がある場合は、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第12条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求め、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査に合格したときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

4 受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果物を発注者に引き渡さなければならない。

(委託料の支払い)

第13条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受

ける見込みがないことが明らかであるとき。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第15条 この契約に関し、受注者（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の委託料（この契約締結後、委託料の変更があつた場合には、変更後の委託料）の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - (5) この契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(前金払)

第16条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の履行期間の終期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金の支払いを請求することができる。ただし、その額は、委託料の10分の3を超えない範囲内とする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、委託料が著しく増額された場合においては、受注者は、その増額後の委託料の10分の3から受領済の前払金の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後の委託料の10分の4を超えるとときは、受注者は、委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第19条の規定によるほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第5条の規定に違反したとき。
- (4) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者が成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(7) 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当する

ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項又は第26条第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、第16条の規定による前払金があったときは、受注者は当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により業務の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条の規定による業務の中止の期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第24条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、第21条又は前条各号の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協

議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第25条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第18条、第19条又は第26条第3項によるときは発注者が定め、第21条又は第22条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前段前後に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると発注者が認めたとき。
- (2) 前号において、違約金を徴収して履行期間を延長することができるとき。
- (3) 成果物に契約不適合があるとき。
- (4) 第18条又は第19条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (5) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者、は委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第18条又は第19条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、遅延日数に応じ、委託料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を請求するものとする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(保険)

第27条の2 受注者は、設計図書に定めるところにより火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第28条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第12条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その請求を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 第2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項

及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容又は発注者の指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持等)

第29条 受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(個人情報の保護)

第30条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「加須市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(定めのない事項等)

第31条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別記

加須市個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務上知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後においても同様とする。

3 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約により業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第5 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の返還)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によ

る。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(事実の公表)

第12 受注者の責に帰する事由により、受注者が個人情報取扱特記事項に関する義務に違反し、発注者が損害を受けたと認めるときは、発注者は、その事実を公表することができる。

(その他)

第13 受注者は、前第1から第12に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第 20 条関係：会社代表者用)

秘密保持等に関する誓約書

令和 年 月 日

加須市水道事業

加須市長 角田守良 様

⑩

私は、貴市における下記の電算処理業務の履行に当たり、会社の責任者としてデータ保護の重要性を自覚し、加須市情報化管理規則（平成 22 年加須市規則第 17 号）及び関係法令等を遵守し、要員の指導監督及びデータの取扱いについて適正に職務を遂行することを誓います。

記

業務の名称	加須市上下水道公営企業会計システム更改委託
業務の内容	別紙仕様書のとおり
契約期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
備 考	

(第20条関係)

秘密保持等に関する誓約書

令和 年 月 日

加須市水道事業

加須市長 角田守良 様

私は、貴市における下記の電算処理業務の履行に当たり、加須市情報化管理規則（平成22年加須市規則第17号）及び関係法令等を遵守し、データの取扱いについて適正に職務を遂行し、業務上知り得た一切の秘密を第三者に漏らさないことを誓います。

記

業務の名称	加須市上下水道公営企業会計システム更改委託
業務の内容	別紙仕様書のとおり
契約期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
備考	

(第 12 条関係)

令和 年 月 日

加須市水道事業

加須市長 角田守良 様

㊟

加須市上下水道公営企業会計システム更改委託における業務責任者及び業務担当者について（報告）

このことについて、下記のとおり選任（変更）したので報告します。

記

	部 課 名	職名	氏 名	備 考
業務責任者				
業務担当者				

加須市上下水道公営企業会計システム利用契約書（案）

加須市水道事業（以下「甲」という。）と株式会社両毛システムズ（以下「乙」という。）は、乙が開発した公営企業会計システムの利用に関し、次のとおり契約を締結する。

（定義）

第1条 この契約で、公営企業会計システム（以下「本ソフトウェア」という。）とは、機械で読み取り得る形で乙が提供する別紙記載のパッケージプログラムの総称をいう。

（使用の許諾）

第2条 本ソフトウェアに係る著作権等知的財産権は、乙が保有し、乙は、甲に対し、本ソフトウェアの著作権者として、甲がこの契約に定める条件等により本ソフトウェアを利用することを許諾する。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和5年3月1日から令和5年3月31日までとする。

（契約金額）

第4条 甲は、乙に対し、契約代金 月額 103,400 円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 9,400 円）を使用料として支払うものとする。

（公租公課）

第5条 本契約書に記載される消費税及び地方消費税相当額は、契約締結時に適用される税率により算定したものであり、この契約の締結後に消費税法（昭和63年法律第108号）の改正による消費税額等の変動が生じた場合は、変更契約等を行わずとも契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（支払）

第6条 乙は、甲の指示する手続きに従って第4条の規定による契約金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった日から30日に以内に、乙に当該金額を支払わなければならない。

（譲渡等の禁止）

第7条 甲は、事前に乙から書面による承諾を得た場合を除き、この契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（保証）

第8条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項を保証する。

- (1) 本契約に定める本ソフトウェアの使用について、第三者に許諾することのできる正当な権利を持っていること。
- (2) 本ソフトウェアが、第三者の有する著作権その他の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 本ソフトウェアに不具合が発見された場合、直ちに修正プログラムを開発し、提供すること。
- (4) 本ソフトウェアの使用の決定に際し、甲が提示した仕様書及び乙が甲に提出した提案

書等の記載内容に合致すること。

(5) 本ソフトウェアが、バージョンアップ版等プログラムの適用後においても、正常に動作すること。

(6) 本ソフトウェアの使用に際し、操作及び処理結果に係る質問対応等、効率的に使用するための支援を行うこと。

2 乙は、前項に規定する保証に違反し、本ソフトウェアが第三者の知的所有権を侵害し、また、その恐れがある場合には、甲に対しその旨速やかに通知するとともに、乙の責任と負担においてこれを処理、解決するものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、本ソフトウェアの使用によって甲が被った損害について、前条に掲げる保証が履行できなかった場合、若しくは乙に故意又過失がある場合を除き、その責めを負わないものとする。

2 前項の規定により損害が生じた場合の経費の負担については、甲乙協議して定める。

(改変)

第10条 甲は、本ソフトウェアの全部若しくは一部を改変し、又は他のプログラムと結合してはならない。

2 乙は、甲に帰する事由等により、本ソフトウェアを改変する必要が生じた場合は、甲の求めに応じ、改変に係る経費の見積書及び内訳書を作成し、提出しなければならない。

(旧版等の消去)

第11条 甲は、本ソフトウェアの新版等が引き渡された場合、当該ソフトウェアの旧版を完全に消去しなければならない。

2 甲は、次条に定める媒体が不要となった場合についても、前項と同様の取扱いを行わなければならない。

(媒体)

第12条 甲は、本ソフトウェアの格納媒体について、乙が別途定める規格に合致した製品を使用しなければならない。

2 乙は、前項の規格に合致しない製品の使用によって生じた事故及び甲への損失について、その責を負わないものとする。

(通知義務)

第13条 甲は、次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、直ちに乙に通知しなければならない。

(1) 本ソフトウェアに対し、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるとき

(2) 本ソフトウェアに対し、毀損及び盗難等の事故が発生したとき。

(機密保持)

第14条 甲は、本ソフトウェアの内容を甲の業務遂行上必要とする甲に所属する人員のみに開示するものとし、それ以外の者及び第三者に開示してはならない。ただし、乙に対し、書面による事前の同意を得た場合は、この限りでない。

2 前項の定めは、この契約の終了後においてもその効力を有する。

(個人情報保護)

第15条 乙は、この契約に係る個人情報の取り扱いについて、別記「加須市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約満了時の措置)

第16条 甲は、この契約が満了した場合又は本ソフトウェアの使用を終了した場合、直ちに次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 本ソフトウェアの格納媒体からの完全消去
- (2) その他機密保持に関して乙が求める必要な措置

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとする。

(協議)

第18条 この契約に定めるもののほか、契約の履行に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

上記の契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正なシステム利用契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者(甲) 住 所 埼玉県加須市久下四丁目50番地1
加須市水道事業
氏 名 加須市長 角 田 守 良

受注者(乙) 住 所 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
氏 名 株式会社両毛システムズ
代表取締役 北澤 直来

加須市上下水道公営企業会計システム整備

仕 様 書



令和4年6月

埼玉県加須市

下水道課

水道課

目 次

1 システム要件	
1.1 基本要件	1
1.2 機器要件	
1.2.1 クライアント	2
1.2.2 中速プリンタ	2
1.3 ネットワーク要件.....	2
1.4 機能要件	2
1.5 データセンター（クラウド）の基本要件	2
2 付帯作業要件	
2.1 プロジェクト管理.....	3
2.2 システム設定.....	3
2.3 データ移行.....	3
2.4 カスタマイズ.....	4
2.5 教育研修及び稼働支援	4
3 保守要件	
3.1 基本的事項.....	4
3.2 ソフトウェア保守.....	5
3.3 運用管理支援.....	5
4 その他要件	
4.1 契約条件	5
4.2 資料等の貸与、返還	6
4.3 目的外使用の禁止等	6
4.4 著作権等	6
4.5 情報セキュリティの確保.....	6
4.6 是正処置等.....	6
4.7 損害賠償	6
4.8 疑義の解決.....	7

1 システム要件

1.1 基本要件

- (1) 同一システムにより、上水道、下水道事業の管理が条例及び関係規定に基づき、合理的かつ効率的に行えること。また、将来的に農業集落排水事業の管理も追加されることも想定しておくこと。
- (2) システム構成は、クラウドサービス方式を基本とする。利用拠点との接続は、本市の既設 WAN 回線の環境での稼働が可能なこと。
- (3) 利用機器は、本市の既設 WAN 回線の環境での職員端末及びプリンタの機器活用を前提とすること。データセンターへの回線を除く回線費用及び機器調達費用の発生が無いよう構築提案すること。但し、適切に利用するために新たな機器設備等が必要となる場合には本市と協議すること。
- (4) システムの構成要素である OS・データベース・通信プロトコル等は、メーカーの独自仕様に依存しない、汎用的なものを採用すること。
- (5) データセンターとの通信方式は、セキュリティ確保の観点から SSL 等の暗号化の対策を講じること。
- (6) システムの利用拠点は、水道課、下水道課とし、その利用者及び利用端末等の内訳は、下表のとおりとする。

利用拠点名	利用端末数	利用プリンタ数
水道課	12 台	1 台
下水道課（公共下水道）	16 台	2 台
合計	28 台	3 台

- (7) 本システムにて処理を予定する件数（業務量）は、下表のとおりとし、10 年分以上のデータの保存及び参照が可能であること。

件数（業務量）	水道事業	下水道事業
伝票件数（単年度）	収入	500
	支出	1,500
	振替	600
債権者登録者数	1,400	700
企業債台帳件数	150	250
固定資産台帳件数	2,500	1,000
貯蔵品台帳件数	600	—
上記のほか、予算及び決算に係るデータ（決算整理伝票等）一式を想定する。		

- (8) 導入システムは複数利用者による同時操作が可能なシステムとし、利用端末数 28 台のうち、同システムの同時操作の上限は 15 台とする。なお、これに必要なライセンス費用は見積価格に含めること。
- (9) システムからの出力帳票（専用帳票除く）は、A4 版を基本とし、普通用紙での対応が可能なこと。
- (10) 帳票の出力に際しては、プレビュー画面で確認でき、必要頁のみ印刷できること。
- (11) 消費税率の改正に対して、内税か外税かを問わず、経過措置（複数税率での管理）等を含め、適切かつ迅速な対応が図れること。
- (12) 令和 5 年度からのインボイス対応について適切な対応が図れること。
- (13) システムの本稼働は、令和 5 年 3 月とするが、令和 5 年 2 月からは仮稼働（令和 5 年度予算入力等）とし、本稼働前には現行システムとの並行稼働を行うなど、本稼働に支障を来すことのないような方策を講じること。

1.2 機器要件

1.2.1 クライアント（設置場所：水道課・下水道課執務室）

- (1) 本システムを利用するクライアント端末は、既存の職員端末を利用する。
- (2) 参考までに利用端末のスペックは下記のとおり。ただし、本稼働までに変更される場合があることに留意すること。

項目	仕様
本体形状	ノート型
ディスプレイ	15.6型HD TFTカラー LED液晶
OS	Windows 10 Enterprise 2016 LTSB (x64) 相当
CPU	インテル® Core i5-6200U プロセッサ (2.3GHz)
メインメモリ	4GB
内蔵記憶装置	SSD、256GB
OAソフト	Microsoft Office 2019 Professional
ブラウザ	Microsoft Edge

1.2.2 中速プリンタ（設置場所：水道課・下水道課執務室）

- (1) 本システムを利用するプリンタは、本システムを利用する既存の職員端末に接続している既存の機器を利用する。プリンタの数量は3台とし、A3対応のモノクロレーザー式である。

メーカー	機種名
Canon	LBP443i

1.3 ネットワーク要件

- (1) 本市接続拠点とデータセンターとのネットワークについては、専用回線等のセキュリティを確保した環境を利用するものとする。（提案依頼書のネットワークイメージ図参照）なお、ネットワークの接続に関しては、本市と調整の上、スムーズな接続テストを実施すること。なお、当該ネットワークに対して、本システムからの要求要件がある場合は、事前に本市と協議し、必要な要件を整えること。
- (2) システム機器に対する IP アドレス等のネットワーク情報及び管理者アカウント等は、本市との協議により決定し、設定すること。
- (3) 本市所有の既存ネットワーク機器の設定変更については、本市と協議の上、必要な措置を講じること。

1.4 機能要件

- (1) 本システムに求める機能要件は、別添「機能要件対応表（別添1）」記載のとおりとする。
- (2) 各要件に対する対応状況について、別添「機能要件対応表（別添1）」にその内容を記載し、提案書とともに提出すること。

1.5 データセンター（クラウド）の基本要件

- (1) 新システムを運用するデータセンターに求める要件は、「データセンター要件対応表（別添2）」記載のとおりとする。
- (2) 各要件に対する対応状況について、別添2「データセンター要件対応表（別添2）」にその内容を記載し、提案書とともに提出すること。また、特筆すべき事項については、提案書本編にも記載すること。

2 付帯作業要件

2.1 プロジェクト管理

- (1) 提案書により提示したプロジェクト体制を遵守し、本件整備を確実かつ円滑に遂行すること。なお、当該体制における統括責任者は、本事業全体を十分に管理可能な者で、他団体等において同等規模の案件を経験していることが望ましい。
- (2) 本プロジェクトに携わる業務従事者のうち、プロジェクトの履行に当たり不相当と認める者がいるときは、本市は受注者に対してその交代又は必要な措置を求めることができることとする。
- (3) 本プロジェクトの遂行に関して生じた業務従事者の災害について、受注者は全責任をもって措置し、本市は何ら責任を負わないものとする。
- (4) 本プロジェクトの着手に先立ち、本件整備に係る提案書並びに本書の内容を熟慮したうえで、システム稼働に至るまでの基本設計、開発、データ移行、機器導入等のフェーズ毎の詳細スケジュールを立案し、本市の了解を得ること。
- (5) 前項の工程を適切に管理するため、プロジェクト期間中、定期的に、進捗報告や懸案事項の協議を行う会議を開催すること。なお、当該会議の開催主体は受注者とするが、開催場所等については、本市の会議室等が無償で提供する。また、重要事項については、議事録の作成等により、認識相違の排除に努めること。
- (6) 工程管理において懸案事項及び問題が発生した場合は、前項の会議の開催時期にとらわれることなく、速やかに本市と協議し、事態の是正に当たること。

2.2 システム設定

- (1) 本システムの動作及び機能要件の決定に当たっては、デモ機を使用するなどして、そのイメージや処理結果をわかりやすく説明した上で、本市の了解を得ながら慎重に対処すること。
- (2) システム開発に当たり、本稼働用機器のほか必要となる機材は、受注者にて用意すること。
- (3) 本システムのすべての構成機器に対し、本稼働に必要なプログラム及びデータ等のセットアップ作業を行うこと。
- (4) バックアップや人的操作が不要な処理は、夜間に自動処理を実行するなど職員の運用負荷の低減を図ること。その際、自動実行時の異常終了などにより、業務に支障を及ぼすことのないような措置を施すこと。
- (5) 本稼働に際しては、本システムのすべての構成機器及びプログラムの動作確認及び全体テストを実施すること。

2.3 データ移行

- (1) 現行システムからのデータ切出し作業及びその費用については本提案に含まないこととする。
- (2) データ移行の対象は、現行システムが保持する各種マスタ（債権者・期首期末残高等）、固定資産台帳情報、貯蔵品台帳情報、企業債台帳情報のほか、予算・決算に係るデータ（決算整理伝票等）とし、対象件数は、前述別表のとおり。なお、移行データ量により、新システムの動作に支障を及ぼす場合は、対応方策等を提案書に記載すること。
- (3) 前項記載の移行対象データは、原則として現行システムが保持するものを現行レイアウトにより提供する。また、提供データに係るレイアウト、コード表等の詳細は、受注者にのみ提示する。
- (4) 受注者は、前項により提供されたデータを、本システムで格納可能なレイアウト等に調整すること。また、その際、必要に応じて移行プログラムの開発等を行い、作業の効率化及び職員負担の軽減を図ること。
- (5) 移行データに不足及び修正が発生する場合には、受注者が主体的に補完作業を行うこと。また、新システムにおける追加項目については、本市と協議のうえ、仮設定値を設定すること。

- (6) 受注者は、同データ移行に係る論理チェックをはじめとする一次確認を行い、本市職員が最終確認を行うものとする。
- (7) 調査・分析用（令和4年9月）と本稼働用（令和5年3月）のデータ提供2回とする。なお、最終データは凍結後の中1日程度での提供とする。
- (8) 既存データにおける質疑事項については、受注者が調査・分析結果を踏まえ「質疑表」を作成すること。質疑表は、質疑先の部署と回答期限を明記の上、本市へ提出すること。
- (9) 質疑表は、本市より各部署及び既存システム業者へ回答依頼を行うものとする。

2.4 カスタマイズ

- (1) 「機能要件対応表（別添1）」におけるカスタマイズ対応項目について、所要の改修作業を行うこと。
- (2) カスタマイズ要件の決定に当たっては、そのイメージや処理結果をわかりやすく説明したうえで、本市の了解を得ながら慎重に対処すること。

2.5 教育研修及び稼働支援

- (1) 専門的な知識や経験のない職員でも本システムの運用管理が行えるように、システム管理に必要な事項を取りまとめた運用管理マニュアルを紙媒体または電子媒体で提供すること。また、バージョンアップや設定変更があった場合は、当該作業とあわせて当該マニュアルの修正版を提供すること。
- (2) 前項で作成したマニュアルに基づくシステム管理者向け研修を、システム管理を担当する職員約5名を対象に、半日程度で実施すること。
- (3) 本市の実運用に即した一般職員用操作マニュアルを整理し、紙媒体及び電子媒体で提供すること。また、バージョンアップや設定変更があった場合は、当該作業とあわせて操作マニュアルの修正版を提供すること。
- (4) 前項で作成したマニュアルに基づく一般職員向け研修を、システム利用職員約20名を対象に、半日程度で2回実施すること。
- (5) 研修会場は本市にて提供するが、必要機材（プロジェクタ・延長ケーブル等）及び研修環境設営に係る費用は、受注者の負担とする。
- (6) 本システムが実装する機能と本市が従来システムを用いて処理している現行運用について、問題点等の分析を実施し、当該結果を元に、新たな運用方策について本市と協議すること。
- (7) 本件整備の目的や基本的な考え方を踏まえ、本システムが、更なる事務の効率化に向け有効に機能し、実効性のあるものとするため、先進事例や技術的観点から、総合的な助言及び指導を行うこと。
- (8) 本稼働や初回の予算編成及び決算処理等の際は、サポート要員を派遣するなど、万全の稼働支援体制を整えること。

3 保守要件

3.1 基本的事項

- (1) 受注者は、本システムに係る全ての構成要素についての連絡窓口となり、問合せや障害対応に対する円滑なサポート体制を整備すること。なお、当該体制について、提案書に具体的に記載すること。
- (2) 障害対応を行う場合、受注者は、複数の構成要素間の障害切分けを行って原因を特定し、当該製品の開発メーカー等と協力して問題解決に当たること。
- (3) 保守の形態は、訪問保守を原則とすること。
- (4) 保守の時間は、月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）の午前9時から午後5時までを基本とする。但し、緊急の場合は、本市との協議のうえで決定する。
- (5) 保守費用には、保守に係るすべての費用（技術料、出張料等）を含むこと。ただし、以下の事由に基

づき行う保守は含まない。

- ① 加須市の故意又は重大な過失によるもの
- ② 天災地変によるもの
- ③ その他加須市並びに賃貸人の何れの責にも帰することのできない事由によるもの

3.2 ソフトウェア保守

- (1) 保守の範囲は、原則としてアプリケーションとし、電話・電子メール・訪問などの手段を効果的に活用して、速やかに保守対応を行うこと。
- (2) メーカー各社において脆弱性が発見された場合、受注者は、十分な検証を行い、必要に応じて脆弱性対応修正プログラムを適用し、常にセキュリティ水準を高く保つこと。
- (3) パッケージプログラムにおいて技術的不具合が発見された場合、受注者は、当該事象が業務に影響を及ぼす範囲を分析・報告し、直ちに不具合修正プログラムの開発や適用などの対応を行うこと。
- (4) パッケージプログラムのバージョンアップに対する考え方（周期、費用の有無等）を提案書に記載すること。

3.3 運用管理支援

- (1) 本システムの継続的な正常稼働及び効果的な運用管理を目的とする定例協議会を定期的（年に1回以上）に開催し、運用方法のコンサルテーション及び障害対応の報告等を行うこと。
- (2) 本市からの機能改善要望を把握し、可能な限り提案システムに取り込むよう努めること。
- (3) その他、本システムの運用管理に関する必要な支援を稼働後も継続的に行うこととし、本書に記載のない独自の提案があれば、提案書にその具体を記載すること。

4 その他要件

4.1 契約条件

本整備に係る費用（上下水道公営企業会計システム整備プロポーザル実施要領「6 想定事業費」記載）の契約方法等は、下記により予定する。

なお、契約内容の決定に際しては、提案書及び見積書の内容を基本に、詳細事項を受注者と改めて協議することとする。

(1) 一時経費

- ① 実施要領「11(2) 見積書」に示す一時経費（⑥契約満了に伴うデータ提供は除く）については、システム構築に係る作業の工程及び内容に照らして、本整備の受注者を相手方に委託契約の締結を予定する。なお、契約期間については、別途、受注者との協議により決定する。
- ② 実施要領「11(2) 見積書」に示す一時経費のうち、「⑥契約満了に伴うデータ提供」費用については、当該作業が生じた時点で別途契約の締結を予定する。

(2) 運用経費

- ① 実施要領「11(2) 見積書」に示す運用経費のうち、「①データ更新等運用費用/⑤運用支援・SE保守費用」については、提案内容や見積条件等を踏まえて、契約期間を5年間とする長期継続契約の適用又は債務負担行為の設定を検討し、本整備の受注者を相手方とする委託契約の締結を予定する。
- ② 実施要領「11(2) 見積書」に示す運用経費のうち、「②データセンター利用料/③通信料/④システム使用料」については、契約期間を5年間とし、「地方自治法第234条の3」及び「加須市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に照らして、本整備の受注者を相手方とする長期継続契約の締結を支払い費目ごとに予定する。

4.2 資料等の貸与、返還

- (1) 受注者は、本市に対して本件整備に必要な機器、データ、記録媒体、その他本件整備に係る資料（以下「資料等」という。）の貸与を要請できるものとし、本市がその必要性を認めた場合には、当該資料等を受注者に貸与する。
- (2) 受注者は、本市から資料等の貸与を受け、本件整備が完了するまでの間は、資料等の授受及び搬送時を含め、善良なる管理者の注意義務をもって当該資料等を管理及び保全に努めること。
- (3) 受注者は、本市の求めがあったとき又は本件整備を完了したとき並びに本件整備の履行のために必要がなくなったときは、速やかに当該資料等（複製した場合は複製物を含む。）を返還又は廃棄すること。

4.3 目的外使用の禁止等

- (1) 受注者は、本市から貸与及び提供された資料等を、本件整備の目的外に使用又は第三者に提供しないこと。
- (2) 受注者は、本市から貸与及び提供された資料等を、本市に無断で複写又は複製しないこと。

4.4 著作権等

- (1) 本整備に係る成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）及び所有権を含めて、全て加須市に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる受注者が従来より権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等については、受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品等を作成することを妨げない。
- (2) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保障し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決すること。

4.5 情報セキュリティの確保

- (1) 本提案に関して知り得た情報（周知の情報を除く）は、本件の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、受注者は、そのために必要な措置を適切に講じること。
- (2) 個人情報保護については、加須市個人情報保護条例の規定を適用する。
- (3) 受注者は、本件整備を履行するに当たり、本書及び加須市情報化管理規則をはじめとする本市のセキュリティに関する規定を遵守するとともに、最新の情報セキュリティに関する技術を投入し、最大限、情報セキュリティの確保に努めること。
- (4) 受注者は、本件整備の従事者に対して、情報セキュリティの重要性を認識させ、故意又は過失による情報の漏えい防止等を徹底させるため、あらゆる機会を通じ絶えず教育及び訓練を行うこと。

4.6 是正処置等

- (1) 提案書及び本仕様書等との不一致又は不具合が引き渡し完了後に発見された場合は、受注者は無償で是正処置を行うこと。
- (2) 納入するすべての物品及びこれに伴うすべての作業について、機器等の製造者の如何に関わらず受注者が最終的な責任を負うこと。

4.7 損害賠償

受注者は、本業務実施中に、本市及び第三者に損害を与えた場合、必要な措置を講ずるとともに、速やかに本市に状況を報告するものとし、損害補償等があった場合には、受注者において一切の処理を行うものとする。

4.8 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書の条項について疑義が生じた場合は、その都度協議の上、本市の指示に従い本整備を実施するものとする。